

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)						旧（現行）					
総則編 第１節 ～ 第４節 略 (別表) 設計数量表示単位一覧表 「用地調査」 略						総則編 第１節 ～ 第４節 略 (別表) 設計数量表示単位一覧表 「用地調査」 略					
区分	種 別	細 別	設計表示		備考	区分	種 別	細 別	設計表示		備考
			単位	数値					単位	数値	
共通	打合せ協議		業務	1		共通	打合せ協議		業務	1	
	打合せ協議	精度管理業務	業務	1			打合せ協議	精度管理業務	業務	1	
	作業計画の策定		業務	1			作業計画の策定		業務	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査（建物等の調査）		業務	1			現地踏査（建物等の調査）		業務	1	
	木造建物の調査及び算定		棟	1			木造建物の調査及び算定		棟	1	
	木造特殊建物の調査及び算定		棟	1			木造特殊建物の調査及び算定		棟	1	
	非木造建物の調査及び算定		棟	1			非木造建物の調査及び算定		棟	1	
	建物の見積		棟	1			建物の見積		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査及び算定		棟	1			建物等の法令適合性の調査及び算定		棟	1	
	石綿調査算定	打合せ協議	業務	1			石綿調査算定	打合せ協議	業務	1	
		石綿分析調査の依頼	回	1				石綿除去処分費の見積	戸	1	
		石綿除去処分の見積	回	1				分析調査費用	件	1	
	機械設備の調査及び算定		事業所	1			機械設備の調査及び算定		事業所	1	
	機械設備の見積		台 (装置)	1			機械設備の見積		台 (装置)	1	
	生産設備の調査及び算定		設備 当たり	1			生産設備の調査及び算定		設備 当たり	1	
	生産設備の見積		台 (設備)	1			生産設備の見積		台 (設備)	1	
	附帯工作物（敷地内立竹木を含む）の調査及び算定	住宅敷地、農家敷地	戸	1			附帯工作物（敷地内立竹木を含む）の調査及び算定	住宅敷地、農家敷地	戸	1	
		工場等の敷地	箇所	1				工場等の敷地	箇所	1	
		独立工作物	箇所	1				独立工作物	箇所	1	
	独立工作物の見積		箇所	1			独立工作物の見積		箇所	1	
	立竹木の調査及び算定		m ²	100	※ 1		立竹木の調査及び算定		m ²	100	※ 1
	庭園の調査及び算定		箇所	1			庭園の調査及び算定		箇所	1	
	墳墓等の調査及び算定		m ²	1			墳墓等の調査及び算定		m ²	1	
	墓地管理者等の調査		使用者 (施主)	1			墓地管理者等の調査		使用者 (施主)	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1			照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成等	案	1				照応建物の設計案の作成等	案	1	
		木造建物の調査内業（図面等）及び算定	棟	1				木造建物の調査内業（図面等）及び算定	棟	1	

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)							旧（現行）						
			木造特殊建物の 調査内業（図面等）及び算定	棟	1					木造特殊建物の 調査内業（図面等）及び算定	棟	1	
			非木造建物の 調査内業（図面等）及び算定	棟	1					非木造建物の 調査内業（図面等）及び算定	棟	1	
※１……数量が 1,000 ㎡未満の場合は、数位を 10 ㎡とする。							※１……数量が 1,000 ㎡未満の場合は、数位を 10 ㎡とする。						
区分	種 別	細 別	設計表示		備考		区分	種 別	細 別	設計表示		備考	
			単位	数位						単位	数位		
営業 その他の 調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			営業 その他の 調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査（営業の調査）		業務	1				現地踏査（営業の調査）		業務	1		
	営業に関する調査及び算定		事業所 （企業）	1				営業に関する調査及び算定		事業所 （企業）	1		
	仮営業所設置工事費用の調査及び算定	プレハブリース、賃貸物件	事業所	1				仮営業所設置工事費用の調査及び算定	プレハブリース、賃貸物件	事業所	1		
	居住者に関する調査		世帯	1				居住者に関する調査		世帯	1		
	動産に関する調査及び算定	一般住家、農家住家	戸 （世帯）	1				動産に関する調査及び算定	一般住家、農家住家	戸 （世帯）	1		
		店舗	店舗	1					店舗	店舗	1		
		事務所、工場、倉庫	事業所	1					事務所、工場、倉庫	事業所	1		
	その他通損に関する算定	仮住居、借家人、家賃減収 （標準家賃調査あり）	世帯	1				その他通損に関する算定	仮住居、借家人、家賃減収 （標準家賃調査あり）	世帯	1		
		仮住居、借家人、家賃減収 （標準家賃調査なし）	世帯	1					仮住居、借家人、家賃減収 （標準家賃調査なし）	世帯	1		
		移転雑費	所有者 又は世帯	1					移転雑費	所有者 又は世帯	1		
予備 調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			予備 調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1				現地踏査		業務	1		
	関係資料収集		権利者	1				関係資料収集		権利者	1		
	企業内容等の調査		事業所 （企業）	1				企業内容等の調査		事業所 （企業）	1		
	敷地使用実態の調査		事業所	1				敷地使用実態の調査		事業所	1		
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1				駐車場等の使用実態追加調査		回	1		
	建物調査		棟	1				建物調査		棟	1		
	機械設備等調査		事業所	1				機械設備等調査		事業所	1		
	移転計画案の作成		事業所	1				移転計画案の作成		事業所	1		
移転 工 法 案 の 検 討	打合せ協議	中間打合せ	回	1			移転 工 法 案 の 検 討	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1				現地踏査		業務	1		
	関係資料収集		権利者	1				関係資料収集		権利者	1		
	企業内容等の調査		事業所 （企業）	1				企業内容等の調査		事業所 （企業）	1		
	敷地使用実態の調査		事業所	1				敷地使用実態の調査		事業所	1		
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1				駐車場等の使用実態追加調査		回	1		
	移転工法案の作成		事業所	1				移転工法案の作成		事業所	1		
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚当たり	1				照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚当たり	1		
	機械設備設計	機械設備（図面等費＋算定費）	事業所	1				機械設備設計	機械設備（図面等費＋算定費）	事業所	1		
		機械設備の見積（見積徴収費）	台 （装置）	1					機械設備の見積（見積徴収費）	台 （装置）	1		

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)						旧（現行）								
			生産設備の見積（見積徴収費）	台 （設備）	1					生産設備の見積（見積徴収費）	台 （設備）	1		
事業認定申請図書等の作成	区分	種 別	細 別	設計表示		備考	事業認定申請図書等の作成	区分	種 別	細 別	設計表示		備考	
				単位	数位						単位	数位		
	事業認定図書（相談用資料）の作成	打合せ協議／中間打合せ	回	1		事業認定図書（相談用資料）の作成		打合せ協議／中間打合せ	回	1				
		現地踏査	業務	1				現地踏査	業務	1				
		現地調査等	業務	1				現地調査等	業務	1				
		資料の収集及び作成	業務	1				資料の収集及び作成	業務	1				
		調書等の作成	業務	1				調書等の作成	業務	1				
		添付図面の作成	種類	1				添付図面の作成	種類	1				
	事業認定図書（申請図書）の作成	打合せ協議／中間打合せ	回	1		事業認定図書（申請図書）の作成		打合せ協議／中間打合せ	回	1				
		現地踏査	業務	1				現地踏査	業務	1				
		現地調査等	業務	1				現地調査等	業務	1				
		資料の収集及び作成	業務	1				資料の収集及び作成	業務	1				
		調書等の作成	業務	1				調書等の作成	業務	1				
		添付図面の作成	種類	1				添付図面の作成	種類	1				
	裁決申請図書等の作成	打合せ協議／中間打合せ	回	1		裁決申請図書等の作成		打合せ協議／中間打合せ	回	1				
		現地踏査	件	1				現地踏査	件	1				
		資料の整理・検討	件	1				資料の整理・検討	件	1				
		裁決申請書（案）等の作成	件	1				裁決申請書（案）等の作成	件	1				
		図面の作成／起業地等	件	1				図面の作成／起業地等	件	1				
		図面の作成／土地調書添付図面	筆	1				図面の作成／土地調書添付図面	筆	1				
		その他参考図書の作成	件	1				その他参考図書の作成	件	1				
	明渡裁決申立図書等の作成	打合せ協議／中間打合せ	回	1		明渡裁決申立図書等の作成		打合せ協議／中間打合せ	回	1				
		現地踏査	件	1				現地踏査	件	1				
		資料の整理・検討	件	1				資料の整理・検討	件	1				
		明渡裁決申立書（案）等の作成	件	1				明渡裁決申立書（案）等の作成	件	1				
		図面の作成	件	1				図面の作成	件	1				
		その他参考図書の作成	件	1				その他参考図書の作成	件	1				
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1		再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1				
	現地踏査		権利者	1			現地踏査		権利者	1				
	営業（再調査・再算定）		事業所 （企業）	1			営業（再調査・再算定）		事業所 （企業）	1				
	仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース、賃貸物件	事業所	1			仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース、賃貸物件	事業所	1				
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1		土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1				
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1				
	地域区分及び標準地選定等業務		業務	1			地域区分及び標準地選定等業務		業務	1				
	標準地価格の算定業務		標準地	1			標準地価格の算定業務		標準地	1				
	標準地の鑑定評価		業務	1			標準地の鑑定評価		業務	1				

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)						旧（現行）											
		各画地の評価格算定業務		画地	1			各画地の評価格算定業務		画地	1						
		残地補償算定業務		画地	1			残地補償算定業務		画地	1						
事業損失防止調査	区分	種 別	細 別	設計表示		備考	事業損失防止調査	区分	種 別	細 別	設計表示		備考				
				単位	数位						単位	数位					
	事業損失防止調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			事業損失防止調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1					
		現地踏査		業務	1				事業損失防止調査	現地踏査		業務	1				
		事前調査	木造建物、木造特殊建物、非木造建物	棟	1					事前調査	木造建物、木造特殊建物、非木造建物	棟	1				
			区分所有建物等	戸	1						事前調査	区分所有建物等	戸	1			
			工作物	箇所	1							事前調査	工作物	箇所	1		
		事後調査	木造建物、木造特殊建物、非木造建物	棟	1					事後調査			木造建物、木造特殊建物、非木造建物	棟	1		
			区分所有建物等	戸	1						事後調査		区分所有建物等	戸	1		
			工作物	箇所	1							事後調査	工作物	箇所	1		
		算定	木造建物、木造特殊建物、非木造建物	棟	1					算定			木造建物、木造特殊建物、非木造建物	棟	1		
			区分所有建物等	戸	1						算定		区分所有建物等	戸	1		
			工作物	箇所	1							算定	工作物	箇所	1		
		費用負担の説明	打合せ協議／中間打合せ	回	1					費用負担の説明			打合せ協議／中間打合せ	回	1		
			現地踏査	業務	1						費用負担の説明		現地踏査	業務	1		
			概況ヒアリング等	権利者	1							費用負担の説明	概況ヒアリング等	権利者	1		
			説明資料の作成等	権利者	1								費用負担の説明	説明資料の作成等	権利者	1	
			費用負担説明	権利者	1									費用負担の説明	費用負担説明	権利者	1
	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			消費税等調査		打合せ協議					中間打合せ	回	1
		消費税等調査	営業調査を伴わない事業者	事業者	1				消費税等調査	営業調査を伴わない事業者	事業者				1		
			営業調査を伴う事業者	事業者	1					消費税等調査	営業調査を伴う事業者	事業者			1		
	精度管理業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1			精度管理業務			打合せ協議	中間打合せ	回		1		
		非木造建物の精度管理		棟	1				精度管理業務		非木造建物の精度管理		棟	1			
		機械設備の精度管理		事業所	1					精度管理業務	機械設備の精度管理		事業所	1			
		生産設備の精度管理		設備 当たり	1						精度管理業務	生産設備の精度管理		設備 当たり	1		
		照応建物の精度管理		棟	1							精度管理業務	照応建物の精度管理		棟	1	
		営業の精度管理		事業所 (企業)	1								精度管理業務	営業の精度管理		事業所 (企業)	1

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年 10 月 1 日）新旧対照表

(改正後)	旧（現行）
歩掛編 第 1 章 基準 1 ～ 2 略 3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 直接調査費は、次の項目について計上するものとする。 ア～ウ 略 エ 直接経費 (ア) 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(ア)－1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(ア)－2 を原則適用する。ただし、現地条件等により (ア)－1、(ア)－2 によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）1－2－1（3）（以下「1－2－1（3）」という。）を適用する。 (ア)－1 略 (ア)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) ～ 2) 略 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。(削除) なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 (イ) ～ (ウ) 略 オ 略 (2) 間接調査費 ア 諸経費 諸経費は、直接調査費で積算された以外の費目の経費及び一般管理費等であり、用地調査の諸経費は、直接調査費に諸経费率（別表による）を乗じた額とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）は含まれているため、積み上げ計上を行う場合は、重複がないことを確認するものとする。 別表 略 (3) 直接原価	歩掛編 第 1 章 基準 1 ～ 2 略 3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 直接調査費は、次の項目について計上するものとする。 ア～ウ 略 エ 直接経費 (ア) 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(ア)－1 を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(ア)－2 を原則適用する。ただし、現地条件等により (ア)－1、(ア)－2 によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）1－2－1（3）（以下「1－2－1（3）」という。）を適用する。 (ア)－1 略 (ア)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) ～ 2) 略 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記 1)、2) には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－2－1（3）に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 (イ) ～ (ウ) 略 オ 略 (2) 間接調査費 ア 諸経費 諸経費は、直接調査費で積算された以外の費目の経費及び一般管理費等であり、用地調査の諸経費は、直接調査費に諸経费率（別表による）を乗じた額とする。 (追加) 別表 略 (3) 直接原価

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)	旧（現行）
ア 略 イ 直接経費 (ア) 略 (イ) 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(イ)－１を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(イ)－２を原則適用する。ただし、現地条件等により(イ)－１、(イ)－２によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）１－２－１（３）（以下「１－２－１（３）」という。）を適用する。 (イ)－１ 略 (イ)－２ 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） １）～２） 略 ３）往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記１）、２）には含まれていないため、別途計上すること。(削除) なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 (4) その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 ア 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 注：その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 （その他原価）＝（直接人件費）×α／（１－α） ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、３５％とする。 (5) 略 4 略	ア 略 イ 直接経費 (ア) 略 (イ) 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(イ)－１を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(イ)－２を原則適用する。ただし、現地条件等により(イ)－１、(イ)－２によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）１－２－１（３）（以下「１－２－１（３）」という。）を適用する。 (イ)－１ 略 (イ)－２ 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） １）～２） 略 ３）往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記１）、２）には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、１－２－１（３）に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。 (4) その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 ア 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費(追加)等の経費とする。 (追加) 注：その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 （その他原価）＝（直接人件費）×α／（１－α） ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、３５％とする。 (5) 略 4 略

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

第 2 章 用地調査

1 用地調査の歩掛

(1) 用地調査標準歩掛

用地調査の標準歩掛は次の各表によるものとする。

(中略)

用地調査標準歩掛

表第 2－1～表第 2－3 略

表第 2－4 権利調査

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する割合 (%)		備 考	補 正	
										(機械経費)	(材料費)		地 域	縮 尺
地図転写 (地積測量図以外の地図転写)	1,000 ㎡	内 外			0.04 0.03	0.04 0.03		0.08 0.06	0.14	0.5	2.0		○	×
転写連続地図作成		内			0.05	0.05		0.10	0.10	0.0	1.0		×	×
土地の登記記録調査		内 外			0.06 0.03	0.06 0.03		0.12 0.06	0.18	0.5	0.5		○	×
地積測量図転写 (地積測量図のみの転写)		内 外			0.02 0.04	0.03 0.04		0.05 0.08	0.13	1.0	0.5		○	×
戸籍簿調査（当初）		内 外			0.07 0.02	0.07 0.02		0.14 0.04	0.18	0.5	0.0		○	×
戸籍簿調査（追跡）	1 人	内 外			0.23 0.05	0.23 0.05		0.46 0.10	0.56	0.5	0.0		×	×

備考 1. 「戸籍簿調査（当初）」とは、登記名義人の所在の特定（相続が発生している場合には相続の有無の確認まで）を行うものである。

2. 「戸籍簿調査（追跡）」とは、相続が発生している場合に「戸籍簿調査（当初）」で確認された相続人以降の確認調査である。

表第 2－5 建物調査関係

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する割合 (%)		備 考	補 正	
										(機械経費)	(材料費)		地 域	縮 尺
建物の登記記録調査	1 戸	内 外			0.01 0.01	0.01 0.01		0.02 0.02	0.04	1.0	0.5		×	×
用地現況測量（建物等）	1,000 ㎡	内 外		0.03 0.06	0.03 0.06	0.03 0.06	0.06	0.09 0.24	0.33	4.5	2.0		×	×

第 2 章 用地調査

1 用地調査の歩掛

(1) 用地調査標準歩掛

用地調査の標準歩掛は次の各表によるものとする。

(中略)

用地調査標準歩掛

表第 2－1～表第 2－3 略

表第 2－4 権利調査

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する割合 (%)		備 考	補 正	
										(機械経費)	(材料費)		地 域	縮 尺
地図転写 (地積測量図以外の地図転写)	1,000 ㎡	内 外			0.04 0.03	0.04 0.03		0.08 0.06	0.14	1.0	2.0		○	×
転写連続地図作成		内			0.05	0.05		0.10	0.10	0.0	1.0		×	×
土地の登記記録調査		内 外			0.06 0.03	0.06 0.03		0.12 0.06	0.18	0.5	0.5		○	×
地積測量図転写 (地積測量図のみの転写)		内 外			0.02 0.04	0.03 0.04		0.05 0.08	0.13	1.0	0.5		○	×
戸籍簿調査（当初）		内 外			0.07 0.02	0.07 0.02		0.14 0.04	0.18	0.5	0.0		○	×
戸籍簿調査（追跡）	1 人	内 外			0.23 0.05	0.23 0.05		0.46 0.10	0.56	0.5	0.0		×	×

備考 1. 「戸籍簿調査（当初）」とは、登記名義人の所在の特定（相続が発生している場合には相続の有無の確認まで）を行うものである。

2. 「戸籍簿調査（追跡）」とは、相続が発生している場合に「戸籍簿調査（当初）」で確認された相続人以降の確認調査である。

表第 2－5 建物調査関係

工 程	単 位	内 外 業 別	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	小 計	合 計	直接人件費に対する割合 (%)		備 考	補 正	
										(機械経費)	(材料費)		地 域	縮 尺
建物の登記記録調査	1 戸	内 外			0.01 0.01	0.01 0.01		0.02 0.02	0.04	1.0	0.5		×	×
用地現況測量（建物等）	1,000 ㎡	内 外		0.03 0.06	0.03 0.06	0.03 0.06	0.06	0.09 0.24	0.33	3.5	2.0		×	×

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)														旧（現行）													
表第２－６ 測量業務														表第２－６ 測量業務													
工 程	単 位	内外業別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	小計	合計	直接人件費に対する割合（％）		備 考	補 正														
										(機械経費)	(材料費)		地域	縮尺													
境界確認	1,000㎡	内外	0.10	0.07 0.10	0.07 0.10	0.10		0.14 0.40	0.54	0.5	4.0		○	×													
土地境界立会調書作成		内外			0.04 0.08	0.04 0.08		0.08 0.16	0.24	1.0	0.5		○	×													
補助基準点測量		内外		0.04 0.08	0.04 0.08	0.04 0.08	0.08	0.12 0.32	0.44	4.5	3.0		○	×													
境界測量		内外		0.07 0.14	0.07 0.14	0.07 0.14	0.14	0.21 0.56	0.77	4.5	2.0		○	×													
境界点間測量		内外		0.02 0.12	0.04 0.12	0.04 0.12		0.10 0.36	0.46	6.0	2.5		○	×													
用地境界仮杭設置		内外		0.03 0.08	0.03 0.08	0.03 0.08	0.08	0.09 0.32	0.41	4.5	5.0		○	×													
面積計算		内		0.22	0.22	0.22		0.66	0.66	0.0	0.0		○	×													
復元測量	内外		0.05 0.17	0.05 0.17	0.05 0.17	0.17	0.15 0.68	0.83	5.0	3.0	対象面積は筆面積	○	×														

表第２－７ 略

表第２－８ 公共用地境界確定協議														
工 程	単 位	内外業別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	小計	合計	直接人件費に対する割合（％）		備 考	補 正	
										(機械経費)	(材料費)		地域	縮尺
公共用地管理者との打合せ	1業務	内外	0.40 0.70	0.80 0.80	0.60 0.60			1.80 2.10	3.90	0.5	0.5		×	×
現況実測平面図作成	1,000㎡	内外		0.04 0.12	0.07 0.12	0.07 0.12		0.18 0.36	0.54	5.0	2.5	縮尺 1/500 を標準とする	○	○
横断面図作成	1 km	内外		2.50	3.00 2.50	3.70 2.50	2.50	6.70 10.00	16.70	3.5	1.5		○	×
依頼書作成	1 km	内	0.60	1.40	1.40			3.40	3.40	0.0	0.0		×	×
協議書作成	1 km	内外	0.90 0.90	0.90 0.90	2.10 0.90			3.90 2.70	6.60	0.5	0.5		×	×

以下 略

第3章 略

表第２－８ 公共用地境界確定協議														
工 程	単 位	内外業別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	小計	合計	直接人件費に対する割合（％）		備 考	補 正	
										(機械経費)	(材料費)		地域	縮尺
公共用地管理者との打合せ	1業務	内外	0.40 0.70	0.80 0.80	0.60 0.60			1.80 2.10	3.90	0.5	0.5		×	×
現況実測平面図作成	1,000㎡	内外		0.04 0.12	0.07 0.12	0.07 0.12		0.18 0.36	0.54	4.0	2.5	縮尺 1/500 を標準とする	○	○
横断面図作成	1 km	内外		2.50	3.00 2.50	3.70 2.50	2.50	6.70 10.00	16.70	3.0	1.5		○	×
依頼書作成	1 km	内	0.60	1.40	1.40			3.40	3.40	0.0	0.0		×	×
協議書作成	1 km	内外	0.90 0.90	0.90 0.90	2.10 0.90			3.90 2.70	6.60	0.5	0.5		×	×

以下 略

第3章 略

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和 8 年 10 月 1 日）新旧対照表

(改正後)	旧（現行）																																																																																																																																																																																										
第 4 章 建物等の調査 1 建物等の調査の調査歩掛 建物等の調査の調査歩掛は、次の各項目によるものとする。 (中略) (1)～(2) 略 (3) 建物の調査及び算定 建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表第 4－2 によるものとする 表第 4－2 略 ア 木造建物の調査及び算定 木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表第 4－3 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表第 4－4 により行うものとする。 ただし、第 6 章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。 表第 4－3 略 表第 4－4 木造建物の調査及び算定 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">規 模</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="4">木造建物 A</td><td rowspan="4">棟</td><td rowspan="4">70 m²以上 130 m²未満</td><td>技 師 A</td><td>0.42</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td>0.68</td><td></td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.42</td><td>1.18</td><td>0.48</td><td>2.08</td><td></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.42</td><td>0.63</td><td>0.37</td><td>1.42</td><td></td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">木造建物 B</td><td rowspan="4">棟</td><td rowspan="4">70 m²以上 130 m²未満</td><td>技 師 A</td><td>0.47</td><td>0.14</td><td>0.15</td><td>0.76</td><td></td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.47</td><td>1.40</td><td>0.32</td><td>2.19</td><td></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.47</td><td>0.94</td><td>0.38</td><td>1.79</td><td></td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">木造建物 C</td><td rowspan="4">棟</td><td rowspan="4">70 m²以上 130 m²未満</td><td>技 師 A</td><td>0.29</td><td>0.09</td><td>0.13</td><td>0.51</td><td></td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.29</td><td>0.60</td><td>0.35</td><td>1.24</td><td></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.29</td><td>0.54</td><td>0.38</td><td>1.21</td><td></td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td></td></tr></table> 注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 4－5 の補正率表を適用するものとする。 注 2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 4－1 5 によって行うものとし、石綿要	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68		技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08		技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42		技 師 D	—	—	0.13	0.13		木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76		技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19		技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79		技 師 D	—	—	0.13	0.13		木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51		技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24		技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21		技 師 D	—	—	0.10	0.10		第 4 章 建物等の調査 1 建物等の調査の調査歩掛 建物等の調査の調査歩掛は、次の各項目によるものとする。 (中略) (1)～(2) 略 (3) 建物の調査及び算定 建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表第 4－2 によるものとする 表第 4－2 略 ア 木造建物の調査及び算定 木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表第 4－3 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表第 4－4 により行うものとする。 ただし、第 6 章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。 表第 4－3 略 表第 4－4 木造建物の調査及び算定 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">規 模</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="4">木造建物 A</td><td rowspan="4">棟</td><td rowspan="4">70 m²以上 130 m²未満</td><td>技 師 A</td><td>0.42</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td>0.68</td><td></td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.42</td><td>1.18</td><td>0.48</td><td>2.08</td><td></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.42</td><td>0.63</td><td>0.37</td><td>1.42</td><td></td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">木造建物 B</td><td rowspan="4">棟</td><td rowspan="4">70 m²以上 130 m²未満</td><td>技 師 A</td><td>0.47</td><td>0.14</td><td>0.15</td><td>0.76</td><td></td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.47</td><td>1.40</td><td>0.32</td><td>2.19</td><td></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.47</td><td>0.94</td><td>0.38</td><td>1.79</td><td></td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">木造建物 C</td><td rowspan="4">棟</td><td rowspan="4">70 m²以上 130 m²未満</td><td>技 師 A</td><td>0.29</td><td>0.09</td><td>0.13</td><td>0.51</td><td></td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.29</td><td>0.60</td><td>0.35</td><td>1.24</td><td></td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>0.29</td><td>0.54</td><td>0.38</td><td>1.21</td><td></td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td></td></tr></table> 注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 4－5 の補正率表を適用するものとする。 注 2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68		技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08		技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42		技 師 D	—	—	0.13	0.13		木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76		技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19		技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79		技 師 D	—	—	0.13	0.13		木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51		技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24		技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21		技 師 D	—	—	0.10	0.10	
区 分					単 位	規 模	職 種			外 業	内 業					計	備 考																																																																																																																																																																										
	調 査	図面等	算 定																																																																																																																																																																																								
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68																																																																																																																																																																																				
			技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08																																																																																																																																																																																				
			技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42																																																																																																																																																																																				
			技 師 D	—	—	0.13	0.13																																																																																																																																																																																				
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76																																																																																																																																																																																				
			技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19																																																																																																																																																																																				
			技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79																																																																																																																																																																																				
			技 師 D	—	—	0.13	0.13																																																																																																																																																																																				
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51																																																																																																																																																																																				
			技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24																																																																																																																																																																																				
			技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21																																																																																																																																																																																				
			技 師 D	—	—	0.10	0.10																																																																																																																																																																																				
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考																																																																																																																																																																																			
				調 査	図面等	算 定																																																																																																																																																																																					
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68																																																																																																																																																																																				
			技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08																																																																																																																																																																																				
			技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42																																																																																																																																																																																				
			技 師 D	—	—	0.13	0.13																																																																																																																																																																																				
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76																																																																																																																																																																																				
			技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19																																																																																																																																																																																				
			技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79																																																																																																																																																																																				
			技 師 D	—	—	0.13	0.13																																																																																																																																																																																				
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51																																																																																																																																																																																				
			技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24																																																																																																																																																																																				
			技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21																																																																																																																																																																																				
			技 師 D	—	—	0.10	0.10																																																																																																																																																																																				

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年 10 月 1 日）新旧対照表

(改正後)	旧（現行）																																																																																		
領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 4－1 6 によって行うものとする。 表第 4－5 略 イ 木造特殊建物の調査及び算定 木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表第 4－6 により行うものとする。 ただし、第 6 章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。 表第 4－6 木造特殊建物の調査及び算定 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">規 模</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="5">木造特殊建物</td><td rowspan="5">棟</td><td rowspan="5">50 ㎡以上 70 ㎡未満</td><td>主任技師</td><td>0.70</td><td>0.47</td><td>0.22</td><td>1.39</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>0.70</td><td>0.25</td><td>—</td><td>0.95</td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.70</td><td>1.63</td><td>0.59</td><td>2.92</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>—</td><td>2.10</td><td>0.46</td><td>2.56</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.22</td><td>0.22</td></tr></table> 注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 4－7 の補正率表を適用するものとする。 注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。 ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 4－1 5 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 4－1 6 によって行うものとする。 表第 4－7 略 ウ 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表第 4－8 の構造別区分及び表第 4－9 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表第 4－1 0 により行うものとする。 ただし、第 6 章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。 表第 4－8～表第 4－9 略	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39		技 師 A	0.70	0.25	—	0.95	技 師 B	0.70	1.63	0.59	2.92	技 師 C	—	2.10	0.46	2.56	技 師 D	—	—	0.22	0.22	・同要領第 6 条に規定する分析調査は、(4) 石綿調査算定要領における業務費について ウ 分析調査費用を適用 ・同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費は、(4) 石綿調査算定要領における業務費について イ 石綿除去処分費の見積を適用 表第 4－5 略 イ 木造特殊建物の調査及び算定 木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表第 4－6 により行うものとする。 ただし、第 6 章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。 表第 4－6 木造特殊建物の調査及び算定 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">規 模</th><th rowspan="2">職 種</th><th>外 業</th><th colspan="2">内 業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>調 査</th><th>図面等</th><th>算 定</th></tr><tr><td rowspan="5">木造特殊建物</td><td rowspan="5">棟</td><td rowspan="5">50 ㎡以上 70 ㎡未満</td><td>主任技師</td><td>0.70</td><td>0.47</td><td>0.22</td><td>1.39</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>技 師 A</td><td>0.70</td><td>0.25</td><td>—</td><td>0.95</td></tr><tr><td>技 師 B</td><td>0.70</td><td>1.63</td><td>0.59</td><td>2.92</td></tr><tr><td>技 師 C</td><td>—</td><td>2.10</td><td>0.46</td><td>2.56</td></tr><tr><td>技 師 D</td><td>—</td><td>—</td><td>0.22</td><td>0.22</td></tr></table> 注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 4－7 の補正率表を適用するものとする。 注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。 ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・同要領第 6 条に規定する分析調査は、(4) 石綿調査算定要領における業務費について ウ 分析調査費用を適用 ・同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費は、(4) 石綿調査算定要領における業務費について イ 石綿除去処分費の見積を適用 表第 4－7 略 ウ 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表第 4－8 の構造別区分及び表第 4－9 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表第 4－1 0 により行うものとする。 ただし、第 6 章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。 表第 4－8～表第 4－9 略	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39		技 師 A	0.70	0.25	—	0.95	技 師 B	0.70	1.63	0.59	2.92	技 師 C	—	2.10	0.46	2.56	技 師 D	—	—	0.22	0.22
区 分					単 位	規 模	職 種			外 業	内 業					計	備 考																																																																		
	調 査	図面等	算 定																																																																																
木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39																																																																												
			技 師 A	0.70	0.25	—	0.95																																																																												
			技 師 B	0.70	1.63	0.59	2.92																																																																												
			技 師 C	—	2.10	0.46	2.56																																																																												
			技 師 D	—	—	0.22	0.22																																																																												
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考																																																																											
				調 査	図面等	算 定																																																																													
木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39																																																																												
			技 師 A	0.70	0.25	—	0.95																																																																												
			技 師 B	0.70	1.63	0.59	2.92																																																																												
			技 師 C	—	2.10	0.46	2.56																																																																												
			技 師 D	—	—	0.22	0.22																																																																												

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)									旧（現行）								
表第４－１０　非木造建物の調査及び算定									表第４－１０　非木造建物の調査及び算定								
構造計算を行わない場合									構造計算を行わない場合								
区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考	区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定							調　査	図面等	算　定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04	用途による 区分イ の場合	非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	1.08	3.60	—	4.68					技　師 A	1.08	3.60	—	4.68	
			技　師 B	1.08	0.48	1.30	2.86					技　師 B	1.08	0.48	1.30	2.86	
			技　師 C	—	2.54	1.39	3.93					技　師 C	—	2.54	1.39	3.93	
			技　師 D	—	—	0.23	0.23					技　師 D	—	—	0.23	0.23	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65	用途による 区分イ の場合	非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	0.83	2.76	—	3.59					技　師 A	0.83	2.76	—	3.59	
			技　師 B	0.83	0.41	1.10	2.34					技　師 B	0.83	0.41	1.10	2.34	
			技　師 C	—	1.98	0.97	2.95					技　師 C	—	1.98	0.97	2.95	
			技　師 D	—	—	0.21	0.21					技　師 D	—	—	0.21	0.21	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56	用途による 区分イ の場合	非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	0.82	2.18	—	3.00					技　師 A	0.82	2.18	—	3.00	
			技　師 B	0.82	0.22	0.79	1.83					技　師 B	0.82	0.22	0.79	1.83	
			技　師 C	—	1.90	1.00	2.90					技　師 C	—	1.90	1.00	2.90	
			技　師 D	—	—	0.26	0.26					技　師 D	—	—	0.26	0.26	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	用途による 区分イ の場合	非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	0.41	0.17	0.11	0.69					技　師 A	0.41	0.17	0.11	0.69	
			技　師 B	0.41	1.10	0.34	1.85					技　師 B	0.41	1.10	0.34	1.85	
			技　師 C	0.41	0.69	0.42	1.52					技　師 C	0.41	0.69	0.42	1.52	
			技　師 D	—	—	0.18	0.18					技　師 D	—	—	0.18	0.18	

構造計算を行う場合									構造計算を行う場合								
区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考	区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定							調　査	図面等	算　定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04	用途による 区分イ の場合	非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	1.08	11.43	—	12.51					技　師 A	1.08	11.43	—	12.51	
			技　師 B	1.08	0.48	1.30	2.86					技　師 B	1.08	0.48	1.30	2.86	
			技　師 C	—	2.54	1.39	3.93					技　師 C	—	2.54	1.39	3.93	
			技　師 D	—	—	0.23	0.23					技　師 D	—	—	0.23	0.23	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65	用途による 区分イ の場合	非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	0.83	9.47	—	10.30					技　師 A	0.83	9.47	—	10.30	
			技　師 B	0.83	0.41	1.10	2.34					技　師 B	0.83	0.41	1.10	2.34	
			技　師 C	—	1.98	0.97	2.95					技　師 C	—	1.98	0.97	2.95	
			技　師 D	—	—	0.21	0.21					技　師 D	—	—	0.21	0.21	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56	用途による 区分イ の場合	非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	0.82	7.17	—	7.99					技　師 A	0.82	7.17	—	7.99	
			技　師 B	0.82	0.22	0.79	1.83					技　師 B	0.82	0.22	0.79	1.83	
			技　師 C	—	1.90	1.00	2.90					技　師 C	—	1.90	1.00	2.90	
			技　師 D	—	—	0.26	0.26					技　師 D	—	—	0.26	0.26	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	用途による 区分イ の場合	非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	用途による 区分イ の場合
			技　師 A	0.41	1.52	0.11	2.04					技　師 A	0.41	1.52	0.11	2.04	
			技　師 B	0.41	1.10	0.34	1.85					技　師 B	0.41	1.10	0.34	1.85	
			技　師 C	0.41	0.69	0.42	1.52					技　師 C	0.41	0.69	0.42	1.52	
			技　師 D	—	—	0.18	0.18					技　師 D	—	—	0.18	0.18	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第４－１１の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物Dにあっては、表第４－５の補正率表を適用するものとする。

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第４－１１の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物Dにあっては、表第４－５の補正率表を適用するものとする。

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)	旧（現行）																																																																													
注2　本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。 ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表4－15によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表4－16によって行うものとする。 表第4－11　略 エ～オ　略 (4)　石綿調査算定要領における業務費について ア　打合せ協議 打合せ協議の費用は、(3)建物等の調査及び算定と含めて発注する場合は、(1)打合せ協議によるものとし、第9章再算定業務に含めて発注する場合は、第9章再算定業務　2打合せ協議を計上する。 イ　石綿分析調査の依頼 石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表4－15によって行うものとする。 表第4－15　石綿分析調査の依頼 <table><tr><th rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">単　位</th><th rowspan="2">職　種</th><th>外　業</th><th colspan="2">内　業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備　考</th></tr><tr><th>調　査</th><th>図面等</th><th>算　定</th></tr><tr><td rowspan="2">石綿分析調査 の依頼</td><td rowspan="2">回</td><td rowspan="2">主任技師 技　師　A</td><td>0.16</td><td>—</td><td>0.10</td><td>0.26</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>0.16</td><td>0.30</td><td>—</td><td>0.46</td></tr></table> 注1　本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、分析調査を専門機関に依頼した場合は、分析調査費用の実費を直接経費として計上するものとする。なお、諸経費は計上しないものとする。 注2　1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、設計数量表示単位一覧表に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。 (削除)	区　分	単　位	職　種	外　業	内　業		計	備　考	調　査	図面等	算　定	石綿分析調査 の依頼	回	主任技師 技　師　A	0.16	—	0.10	0.26		0.16	0.30	—	0.46	注2　本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。 ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・同要領第6条に規定する分析調査は、(4)石綿調査算定要領における業務費について　ウ　分析調査費用を適用 ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費は、(4)石綿調査算定要領における業務費について　イ　石綿除去処分費の見積を適用 表第4－11　略 エ～オ　略 (4)　石綿調査算定要領における業務費について ア　打合せ協議 打合せ協議の費用は、(3)建物等の調査及び算定と含めて発注する場合は、(1)打合せ協議によるものとし、第9章再算定業務に含めて発注する場合は、第9章再算定業務　2打合せ協議を計上する。 イ　石綿除去処分費の見積 石綿除去処分費の見積は、石綿調査算定要領における補償額算定のための見積徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表第4－15によって行うものとする。 表第4－15　見積徴収（石綿除去処分費） <table><tr><th rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">単　位</th><th rowspan="2">規　模</th><th rowspan="2">職　種</th><th rowspan="2">外　業</th><th colspan="2">内　業</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備　考</th></tr><tr><th>資　料 収　集</th><th>見積書 作　成</th></tr><tr><td rowspan="2">見積徴収 (石綿除去処分費)</td><td rowspan="2">戸</td><td>200㎡以上 400㎡未満</td><td>技　師　A 技　師　B</td><td>0.11 0.11</td><td>— 0.12</td><td>0.06 0.25</td><td>0.17 0.48</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 注1　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第4－16の補正率表を適用するものとする。 注2　本歩掛は、原則として2社の見積徴収に要する費用である。 表第4－16　見積徴収（石綿除去処分費）の延べ面積補正率 <table><tr><th>建物延べ面積</th><th>200㎡未満</th><th>200㎡以上 400㎡未満</th><th>400㎡以上 600㎡未満</th><th>600㎡以上 1,000㎡未満</th><th>1,000㎡以上 1,500㎡未満</th></tr><tr><th>補正率</th><td>0.80</td><td>1.00</td><td>1.40</td><td>1.90</td><td>2.60</td></tr></table> <table><tr><th>1,500㎡以上 2,000㎡未満</th><th>2,000㎡以上 3,000㎡未満</th><th>3,000㎡以上 4,000㎡未満</th><th>4,000㎡以上 5,000㎡未満</th><th>5,000㎡以上 7,000㎡未満</th></tr><tr><td>3.20</td><td>4.10</td><td>5.20</td><td>6.20</td><td>7.50</td></tr></table> <table><tr><th>7,000㎡以上 10,000㎡未満</th><th>10,000㎡以上 15,000㎡未満</th><th>15,000㎡以上</th></tr><tr><td>9.50</td><td>12.30</td><td>15.90</td></tr></table> 注　敷地内に存する調査対象である木造建物、木造特殊建物、非木造建物の全ての建物延べ面積に応じて補正するものとする。	区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考	資　料 収　集	見積書 作　成	見積徴収 (石綿除去処分費)	戸	200㎡以上 400㎡未満	技　師　A 技　師　B	0.11 0.11	— 0.12	0.06 0.25	0.17 0.48								建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	3.20	4.10	5.20	6.20	7.50	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上	9.50	12.30	15.90
区　分				単　位	職　種	外　業			内　業		計				備　考																																																															
	調　査	図面等	算　定																																																																											
石綿分析調査 の依頼	回	主任技師 技　師　A	0.16	—	0.10	0.26																																																																								
			0.16	0.30	—	0.46																																																																								
区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考																																																																						
					資　料 収　集	見積書 作　成																																																																								
見積徴収 (石綿除去処分費)	戸	200㎡以上 400㎡未満	技　師　A 技　師　B	0.11 0.11	— 0.12	0.06 0.25	0.17 0.48																																																																							
建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満																																																																									
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60																																																																									
1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満																																																																										
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50																																																																										
7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上																																																																												
9.50	12.30	15.90																																																																												

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年 10 月 1 日）新旧対照表

(改正後)								旧（現行）									
ウ 石綿除去処分の見積								ウ 分析調査費用									
石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表4－16によって行うものとする。								石綿調査算定要領において分析調査を専門機関に依頼した場合は、分析調査費用の実費を直接経費として計上するものとする。なお、諸経費は計上しないものとする。									
表第4－16 石綿除去処分の見積																	
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考		
			調 査	図面等	算 定						調 査	図面等	算 定				
石綿除去処分の見積	回	主任技師 技 師 A	— —	— 0.24	0.16 0.27	0.16 0.51		分析調査費用	回	主任技師 技 師 A	— —	— 0.24	0.16 0.27	0.16 0.51			
注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。								注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。									
注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、設計数量表示単位一覧表に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。								注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、設計数量表示単位一覧表に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。									
(5) 工作物の調査及び算定								(5) 工作物の調査及び算定									
ア 略								ア 略									
イ 機械設備の調査及び算定								イ 機械設備の調査及び算定									
機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表第4－18により行うものとする。								機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表第4－18により行うものとする。									
ただし、第6章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。								ただし、第6章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。									
なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。								なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。									
(ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管、配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。								(ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管、配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。									
(イ) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。								(イ) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。									
表第4－18 機械設備の調査及び算定								表第4－18 機械設備の調査及び算定									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98		機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98	
			技 師 A	0.44	0.75	0.40	1.59					技 師 A	0.44	0.75	0.40	1.59	
			技 師 B	0.44	0.93	—	1.37					技 師 B	0.44	0.93	—	1.37	
			技 師 D	—	—	0.22	0.22					技 師 D	—	—	0.22	0.22	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96		機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96	
			技 師 A	0.94	2.29	2.31	5.54					技 師 A	0.94	2.29	2.31	5.54	
			技 師 B	0.94	2.76	—	3.70					技 師 B	0.94	2.76	—	3.70	
			技 師 D	—	—	0.63	0.63					技 師 D	—	—	0.63	0.63	

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)									旧（現行）									
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20		機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20		
			技 師 A	1.18	2.87	2.89	6.94					技 師 A	1.18	2.87	2.89	6.94		
			技 師 B	1.18	3.45	—	4.63					技 師 B	1.18	3.45	—	4.63		
			技 師 D	—	—	0.63	0.63					技 師 D	—	—	0.63	0.63		
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37		機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37		
			技 師 A	1.35	3.30	3.33	7.98					技 師 A	1.35	3.30	3.33	7.98		
			技 師 B	1.35	3.97	—	5.32					技 師 B	1.35	3.97	—	5.32		
			技 師 D	—	—	0.63	0.63					技 師 D	—	—	0.63	0.63		

注1　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第4－19の補正率表を適用するものとする。

注2　本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。

ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表4－15によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表4－16によって行うものとする。

表第4－19　略

ウ～エ　略

オ　生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表第4－22により行うものとする。

ただし、第6章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表第4－22　生産設備の調査及び算定								
区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10	
			技 師 A	0.29	0.14	0.13	0.56	
			技 師 B	0.29	0.71	0.43	1.43	
			技 師 C	0.29	0.49	—	0.78	
			技 師 D	—	—	0.15	0.15	
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	
			技 師 A	0.41	0.15	0.18	0.74	
			技 師 B	0.41	0.88	0.46	1.75	
			技 師 C	0.41	0.70	—	1.11	
			技 師 D	—	—	0.19	0.19	
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11	
			技 師 A	0.21	0.15	0.16	0.52	
			技 師 B	0.21	0.58	0.32	1.11	
			技 師 C	0.21	0.48	—	0.69	
			技 師 D	—	—	0.17	0.17	

表第4－22　生産設備の調査及び算定

表第4－19　略

ウ～エ　略

オ　生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表第4－22により行うものとする。

ただし、第6章予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表第4－22　生産設備の調査及び算定								
区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10	
			技 師 A	0.29	0.14	0.13	0.56	
			技 師 B	0.29	0.71	0.43	1.43	
			技 師 C	0.29	0.49	—	0.78	
			技 師 D	—	—	0.15	0.15	
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	
			技 師 A	0.41	0.15	0.18	0.74	
			技 師 B	0.41	0.88	0.46	1.75	
			技 師 C	0.41	0.70	—	1.11	
			技 師 D	—	—	0.19	0.19	
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11	
			技 師 A	0.21	0.15	0.16	0.52	
			技 師 B	0.21	0.58	0.32	1.11	
			技 師 C	0.21	0.48	—	0.69	
			技 師 D	—	—	0.17	0.17	

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)									旧（現行）								
生産設備D	設備 当たり	—	主任技師	—	—	0.08	0.08		生産設備D	設備 当たり	—	主任技師	—	—	0.08	0.08	
			技 師 A	0.13	0.09	0.09	0.31					技 師 A	0.13	0.09	0.09	0.31	
			技 師 B	0.13	0.50	0.16	0.79					技 師 B	0.13	0.50	0.16	0.79	
			技 師 C	0.13	0.21	—	0.34					技 師 C	0.13	0.21	—	0.34	
			技 師 D	—	—	0.17	0.17					技 師 D	—	—	0.17	0.17	
注1　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第4－2 3の補正率表を適用するものとする。									注1　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第4－2 3の補正率表を適用するものとする。								
注2　本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。									注2　本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。								
ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表4－1 5によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表4－1 6によって行うものとする。									ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。								
									・同要領第6条に規定する分析調査は、(4)石綿調査算定要領における業務費について ウ 分析調査費用を適用								
									・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費は、(4)石綿調査算定要領における業務費について イ 石綿除去処分費の見積を適用								
表第4－2 3　略									表第4－2 3　略								
カ　略									カ　略								
キ　附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）									キ　附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）								
附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。									附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。								
(ア)　略									(ア)　略								
(イ)　附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定									(イ)　附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定								
附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表第4－2 6により行うものとする。									附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表第4－2 6により行うものとする。								
ただし、第6章の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。									ただし、第6章の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。								
表第4－2 6　附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）の調査及び算定									表第4－2 6　附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）の調査及び算定								
区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考	区　分	単　位	規　模	職　種	外　業	内　業		計	備　考
				調　査	図面等	算　定							調　査	図面等	算　定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技 師 A	0.20	0.10	0.06	0.36		住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技 師 A	0.20	0.10	0.06	0.36	
			技 師 B	0.20	—	0.28	0.48					技 師 B	0.20	—	0.28	0.48	
			技 師 C	0.20	0.70	0.22	1.12					技 師 C	0.20	0.70	0.22	1.12	
			技 師 D	—	—	0.06	0.06					技 師 D	—	—	0.06	0.06	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技 師 A	0.26	0.10	0.07	0.43		住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技 師 A	0.26	0.10	0.07	0.43	
			技 師 B	0.26	—	0.39	0.65					技 師 B	0.26	—	0.39	0.65	
			技 師 C	0.26	1.24	0.35	1.85					技 師 C	0.26	1.24	0.35	1.85	
			技 師 D	—	—	0.07	0.07					技 師 D	—	—	0.07	0.07	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技 師 A	0.47	0.10	0.07	0.64		住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技 師 A	0.47	0.10	0.07	0.64	
			技 師 B	0.47	—	0.61	1.08					技 師 B	0.47	—	0.61	1.08	
			技 師 C	0.47	2.06	0.45	2.98					技 師 C	0.47	2.06	0.45	2.98	
			技 師 D	—	—	0.07	0.07					技 師 D	—	—	0.07	0.07	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技 師 A	0.65	0.09	0.07	0.81		農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技 師 A	0.65	0.09	0.07	0.81	
			技 師 B	0.65	—	0.88	1.53					技 師 B	0.65	—	0.88	1.53	
			技 師 C	0.65	2.79	0.77	4.21					技 師 C	0.65	2.79	0.77	4.21	
			技 師 D	—	—	0.07	0.07					技 師 D	—	—	0.07	0.07	

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年 10 月 1 日）新旧対照表

(改正後)									旧（現行）										
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技 師 A	0.91	0.19	0.13	1.23			農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技 師 A	0.91	0.19	0.13	1.23		
			技 師 B	0.91	—	1.11	2.02						技 師 B	0.91	—	1.11	2.02		
			技 師 C	0.91	3.90	1.01	5.82						技 師 C	0.91	3.90	1.01	5.82		
			技 師 D	—	—	0.13	0.13						技 師 D	—	—	0.13	0.13		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技 師 A	0.41	0.23	0.22	0.86			工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技 師 A	0.41	0.23	0.22	0.86		
			技 師 B	0.41	—	0.83	1.24						技 師 B	0.41	—	0.83	1.24		
			技 師 C	0.41	2.30	0.42	3.13						技 師 C	0.41	2.30	0.42	3.13		
			技 師 D	—	—	0.18	0.18						技 師 D	—	—	0.18	0.18		
独立工作物	箇所	—	技 師 A	0.13	0.12	0.12	0.37			独立工作物	箇所	—	技 師 A	0.13	0.12	0.12	0.37		
			技 師 B	0.13	—	0.21	0.34						技 師 B	0.13	—	0.21	0.34		
			技 師 C	0.13	0.61	0.20	0.94						技 師 C	0.13	0.61	0.20	0.94		
			技 師 D	—	—	0.15	0.15						技 師 D	—	—	0.15	0.15		

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 4－2 7 の補正率表を適用するものとする。

注 3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注 4 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。

ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 4－1 5 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 4－1 6 によって行うものとする。

以下 略

第 5 章～第 8 章 略

農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技 師 A	0.91	0.19	0.13	1.23			農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技 師 A	0.91	0.19	0.13	1.23		
			技 師 B	0.91	—	1.11	2.02						技 師 B	0.91	—	1.11	2.02		
			技 師 C	0.91	3.90	1.01	5.82						技 師 C	0.91	3.90	1.01	5.82		
			技 師 D	—	—	0.13	0.13						技 師 D	—	—	0.13	0.13		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技 師 A	0.41	0.23	0.22	0.86			工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技 師 A	0.41	0.23	0.22	0.86		
			技 師 B	0.41	—	0.83	1.24						技 師 B	0.41	—	0.83	1.24		
			技 師 C	0.41	2.30	0.42	3.13						技 師 C	0.41	2.30	0.42	3.13		
			技 師 D	—	—	0.18	0.18						技 師 D	—	—	0.18	0.18		
独立工作物	箇所	—	技 師 A	0.13	0.12	0.12	0.37			独立工作物	箇所	—	技 師 A	0.13	0.12	0.12	0.37		
			技 師 B	0.13	—	0.21	0.34						技 師 B	0.13	—	0.21	0.34		
			技 師 C	0.13	0.61	0.20	0.94						技 師 C	0.13	0.61	0.20	0.94		
			技 師 D	—	—	0.15	0.15						技 師 D	—	—	0.15	0.15		

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表第 4－2 7 の補正率表を適用するものとする。

注 3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注 4 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。

ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・同要領第 6 条に規定する分析調査は、(4) 石綿調査算定要領における業務費について ウ 分析調査費用を適用

・同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費は、(4) 石綿調査算定要領における業務費について イ 石綿除去処分費の見積を適用

以下 略

第 5 章～第 8 章 略

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年 10 月 1 日）新旧対照表

(改正後)	旧（現行）
第 9 章 再算定業務 1 ～ 3 略 4 再算定業務（再調査不要） 再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。 ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表第 4－1 2、表第 4－1 6、表第 4－2 0、表第 4－2 4 及び表第 4－2 8 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。 なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「5 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。 以下 略 第 1 0 章～第 1 1 章 略	第 9 章 再算定業務 1 ～ 3 略 4 再算定業務（再調査不要） 再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。 ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表第 4－1 2、（追加）表第 4－2 0、表第 4－2 4 及び表第 4－2 8 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。 なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「5 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。 以下 略 第 1 0 章～第 1 1 章 略

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年１０月１日）新旧対照表

(改正後)								旧（現行）									
第 1 2 章 消費税等調査								第 1 2 章 消費税等調査									
1 略								1 略									
2 消費税等調査								2 消費税等調査									
(1) 営業調査等を伴わない事業者								(1) 営業調査等を伴わない事業者									
表第 1 2－1 消費税調査（営業調査等を伴わない事業者）								表第 1 2－1 消費税調査（営業調査等を伴わない事業者）									
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技 師 A	0.16	0.09	—	0.25		消費税等調査	事業者	—	技 師 A	0.15	0.09	—	0.24	
			技 師 B	0.16	0.13	—	0.29					技 師 B	0.15	0.13	—	0.28	
(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）								(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）									
表第 1 2－2 消費税調査（営業調査等を伴う事業者）								表第 1 2－2 消費税調査（営業調査等を伴う事業者）									
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技 師 A	0.08	0.09	—	0.17		消費税等調査	事業者	—	技 師 A	0.06	0.09	—	0.15	
			技 師 B	0.08	0.13	—	0.21					技 師 B	0.06	0.13	—	0.19	
以下 略								以下 略									